

尼崎市の大切な農地を保全しましょう！

防災協力農地登録制度のあらまし

農地は市民の安全・安心のため大切な役割を果たします

農地を生産面だけでなく防災面でも活用することで、農地が重要な土地であることを市民に理解してもらうことにより農地の保全を図りつつ、災害が発生した場合において市民の安全の確保・復旧活動を円滑に進めるため農地を利用して頂きたく、【防災協力農地】の登録にご協力をお願いしております。

登録して頂いた農地は、災害発生時に緊急防災空地としての一時避難や負傷者の応急処置の場所として市民の安全・安心を守るために使用させて頂きます。その他の活用が必要となる場合は、登録者の承諾を得てから使用させて頂きます。

防災協力農地の役割（多目的用地）



※いずれも使用した場合には、使用期間等に応じて農業補償をいたします。

農地が抱える問題

「農業の担い手不足による農業従事者の高齢化」「農薬散布や農機具の騒音に対する近隣住民からの不満」「農地へのごみの不法投棄」など、良好な営農環境と農地の保全が困難な状況です。将来にわたり農地を維持していくためには、農家の努力だけではなく、地域住民のご理解とご協力が不可欠です。

防災協力農地の取り組み

農地を生産面だけでなく防災面でも活用することで、農地が身近な避難地として認識されることから、農地保全の重要性が高まり、地域で農地を守ろうとする機運が広がっていきます。

防災協力農地で期待される効果

防災空地・負傷者の応急処置・救護用のテント・災害復旧用資材置場・一時的遺体安置所・仮設住宅建設用地など、様々な場面で利用されます。それらによって地域の防災機能を高めるほか、農地へのごみの不法投棄の減少が期待できるなど、農家と地域住民の交流を図りながら良好な環境で農空間を保全する取り組みが期待されます。

防災協力農地の具体的な制度について

○登録することができる農地

- ・尼崎市内農地。（生産緑地及び宅地化農地）

○登録期間

- ・3年間。初回については2年を経過した日以後の最初の3月31日まで。期間満了毎に3年間自動更新。申出により非継続、登録取消も可。

○登録について

- ・登録申請書を提出して頂き、審査後、防災協力農地登録簿に記載のうえ、防災協力農地登録証を交付します。
- ・登録証と一緒に「防災協力農地」を示す簡易的な看板を交付します。（看板の設置は登録者の任意です。）

○登録防災協力農地の使用

- ・防災空地・負傷者の応急処置・救護用のテント・災害復旧用資材置場・一時的遺体安置所・仮設住宅建設用地
- ・使用期間は2年以内。ただし、登録者の同意を得て延長することがあります。

○補償等

- ・登録防災協力農地を使用した際には、農作物に対する補償を行うとともに、8日以上使用する場合にはそれに加えて使用料を支払います。なお、登録することによる税制上の優遇措置はありません。

○原状回復

- ・使用を終了したときは、速やかに原状回復いたします。

○登録時の優遇

- ・防災協力農地に登録された登録者へ「都市農業活性化推進事業」の補助メニューから、営農に活用する補助として登録農地1m²あたり10円を交付いたします。（初回登録に限り）



○お問い合わせ・お申込み………

尼崎市 経済環境局 経済部 農政課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

☎ 06-6489-6542（農政課）

☎ 06-6489-6792（農業委員会事務局）

✉ 06-6489-6790